

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分
		前年度からの繰越未決	本年度の起訴	計	有罪	無罪	公訴権減	未決	有罪に係る人員及び金額			
									懲役刑を科せられた人員	罰 金 人 員	金 額	
申告所得税	内	件	件	件	件	件	件	件	人	人(社)	千円	申告所得税
		-	-	-	-	-	-	-	/	1	/	
申告所得税	内	1	-	1	1	-	-	-	1	1	8,000	申告所得税
		1	-	1	1	-	-	-	/	1	/	
法人税	内	1	-	1	-	-	-	1	/	-	/	法人税
		1	2	3	1	-	-	2	1	1	12,000	
その他	内	-	-	-	-	-	-	-	/	-	/	その他
		-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	
合 計	内	1	-	1	-	-	-	1	/	1	/	合 計
		2	3	5	2	-	-	3	2	2	20,000	

調査期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における事績を示したものである。

- (注) 1 内書（「人員」を除く。）は、上級審からの差戻し件数である。
 2 「人員」の内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「有罪に係る人員及び金額」について、1人（社）が2以上の区分に該当する場合、主たる区分でのみ集計している。
 4 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	1	第 159 条	1	脱税犯規定	-
第 243 条	-	第 163 条	1	両罰規定	-

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」について、適用条文を示したものである。
2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	国際観光旅客税	合計	区分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分								
要件 処理数	前年度から 繰越処理未 済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度から 繰越処理未 済	要件 処理数	
		検挙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1			検挙
処 理 済 件 数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告処分	処 理 済 件 数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5			
	告 発	犯則事件 調査職員	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		犯則事件 調査職員 告 発
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
処分権 消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分権 消滅			
本 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額	外	千円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 額		
		千円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33			
通 告 処 分 額	外	千円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81	通 告 処 分 額		
		千円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	553			

調査対象等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 税関分は含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分		酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
		免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	酒類等製造者	酒類販売業者															件	件	件
		要履行件数	前年度からの繰越履行未済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
通告処分	-		-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	
計	-		-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
履行等件数	通告不履行発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発	履行等件数
	通告後消滅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後消滅	
	通告履行	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行	
	計	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
本履行未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本履行未済件数	
通告履行罰科金額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額	
	外	-	-	81	81	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81	
通相	外	-	-	553	553	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	553	

調査期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 2 「揮発油税」には地方揮発油税、「たばこ税」にはたばこ特別税を含む。
 3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの										
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者				酒類小売業者																
	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額					
件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円						
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	225	-	33	1	225	-	33	-	-	-		
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(外)1 外1	4	9,901	-	-	(外)1 外1	4	9,901	-	-	-	-	-
// 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
// 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
// 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
// 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
// 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
// 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(外)1 外1	5	10,126	-	33	(外)1 外1	5	10,126	-	33	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

調査期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第27条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-	第27条第1項第1号	-	第23条第1項第1号	-	第27条第1項第1号	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税		国 際 観 光 旅 客 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第21条第1項第1号	-	第21条第1項第1号	-	第19条第1項第1号	-	第12条第1項	-	第24条第1項	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-	第25条第1号	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-	〃 第2号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-	第26条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-				
		第23条第1号	-						
		〃 第2号	-						
		〃 第3号	-						
		第24条	-						
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。